

習志野市バリアフリー 移動等円滑化基本構想



誰もが心身ともに快適に移動できる
やさしいまちづくり



平成26年10月
習志野市

はじめに

我が国では世界に類を見ない速さで少子高齢化が進展しており、本市においても、市の人口に占める65歳以上の高齢化率は平成25(2013)年に21%を越え、いわゆる「超高齢社会」に突入しました。

加齢により移動が困難になる方や身体に障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送れるために、誰にもやさしく、安全で安心な生活環境を整備することは行政の責務であります。



このたび、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「バリアフリー法」)に対応した整備を推進するため、平成17年3月に策定した「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定いたしました。

本基本構想では、基本理念に「誰もが心身ともに快適に移動できるやさしいまちづくり」を掲げ、高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活において利用する施設について、生活空間における移動や施設利用等に関するバリアフリー整備を実施します。

また、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進や支援体制の充実を図ることにより、安心して外出できる環境の改善など「心のバリアフリー」の施策を進め、ハード・ソフト一体の取組みにより、心身ともに健やかにくらすことができる、やさしいまちづくりを推進していきます。

最後に、本基本構想の策定にあたり、「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」の委員の皆様をはじめ、まち歩き点検ワークショップにご参加を頂きました関係団体の皆様、ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年10月

習志野市長

宮本泰介

目次

第1章 バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定にあたって	1
1-1 バリアフリー法の概要	1
1-2 バリアフリー移動等円滑化基本構想策定の背景と趣旨	3
1-3 バリアフリー移動等円滑化基本構想の位置付け	4
1-4 バリアフリー移動等円滑化基本構想策定までの流れ	5
1-5 バリアフリー移動等円滑化基本構想の構成	6
第2章 習志野市の現状整理	7
2-1 習志野市の現状	7
2-2 習志野市のバリアフリーの取り組み	14
第3章 基本理念・基本方針	16
3-1 基本理念	16
3-2 基本方針	16
3-3 目標年次	16
第4章 重点整備地区の選定	17
4-1 バリアフリー法の重点整備地区の選定要件	17
4-2 重点整備地区の候補地区の概要	18
4-3 重点整備地区の選定手順	25
4-4 各地区の評価	26
4-5 重点整備地区の設定	27
第5章 事業別のバリアフリー化の方針	28
5-1 生活関連施設及び生活関連経路	28
5-2 重点整備地区のバリアフリー整備に関する事業	31
5-3 特定事業におけるバリアフリー整備基準の方針	32
第6章 地区別バリアフリー移動等円滑化基本構想	38
6-1 JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区	38
6-2 京成津田沼駅周辺地区	45
6-3 JR新習志野駅周辺地区	50
6-4 重点整備地区以外の地区	56

第7章 心のバリアフリーに関する取り組み内容	58
7-1 心のバリアフリーについて	58
7-2 心のバリアフリーの基本方針	58
7-3 心のバリアフリーの取り組み	59
第8章 基本構想の実現に向けて	62
8-1 特定事業計画の作成	62
8-2 スパイラルアップについて	62
参考資料	63
1 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	
2 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会名簿	
3 習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会・作業部会 構成課名	
4 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定手順	
5 バリアフリーまち歩き点検ワークショップ結果	
6 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要	
7 バリアフリー移動等円滑化基本構想に関連した用語	